

### 【参考3】

## こども医療費助成事業実施要綱（県）

### 1 目的

こども医療費助成事業は、こどもに係る医療費の一部を助成することにより、こどもの福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

### 3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「こども」とは、県内の市町の区域内に住所を有する9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 「こども保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法の給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (4) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。ただし、この要綱でいう「こども」に該当することを要件として「市町が行う医療に関する助成」についてはこの限りでない。）をいう。
- (5) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

### 4 助成対象者

この事業の助成の対象となる者は、こども保護者とする。ただし、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) こども保護者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）

分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。

- (2) こども保護者が当該こどもの生計を維持できない場合は、そのこどもの民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であること。
- (3) (1) 及び (2) に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (4) (1) 及び (2) に規定する所得割の額を算定する場合には、(1) 及び (2) に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

## 5 助成する医療費の範囲

助成する医療費の範囲は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額とし、当該こども保護者に対しこども医療費として支給する。

ただし、入院療養に係るものについて、保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものは、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療の給付に関するこども医療費の支給については、改正後のこども医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「4 助成対象者」については、平成23年10月1日から平成24年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、平成23年10月1日改正前の「4 助成対象者」の規定を適用する。
- 4 前項の適用については、入院以外の療養である場合に限り、実施主体の判断によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関するこども医療費の支給については、改正後のこども医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。